



# 島根県報

平成30年7月6日（金）

号外第97号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交 付の対象等を定める告示 （障がい福祉課） 2

## 告 示

### 島根県告示第485号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第560号）は、廃止する。

平成30年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 補助金等の名称

島根県障がい者福祉施設整備費補助金

#### 2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障がい者福祉施設及び障がい児福祉施設の施設整備並びに設備整備に要する費用の一部を補助することにより、障がい者福祉施設又は障がい児福祉施設の整備を促進し、障がい者及び障がい児の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 3 交付の対象となる事業等

(1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類の種類、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付対象事業	施設の種類の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいい、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）を含む。以下同じ。）、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備 避難スペース整備

		号に規定する一般社団法人等をいう。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	
	障害者支援施設	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号の6及び第10号の7の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益法人等をいい、医療法人を除く。)	
障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所の施設整備	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所	社会福祉法人等	創設 増築 大規模修繕等 避難スペース整備 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)の施設整備	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法人	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備 避難スペース整備
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所	障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉

の施設整備			施設整備 避難スペース整備
児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所の施設整備	保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	社会福祉法人等	創設 増築 大規模修繕等 避難スペース整備
障害者総合支援法第79条第2項に規定する福祉ホームの施設整備	福祉ホーム	社会福祉法人等	スプリンクラー設備等整備
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく応急仮設施設の施設整備	応急仮設施設	本表中の施設の種類ごとに定められている補助事業者	応急仮設施設整備

- (2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。）第2の3の(2)から(4)までに定める整備内容又は社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知。以下「国災害復旧補助金交付要綱」という。）に基づき厚生労働大臣に協議し承認を得た災害復旧事業に係る整備内容をいう。

#### 4 補助金等の額

- (1) 補助金の交付額は、(2)又は(3)により算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 3の(1)の施設に係る創設、増築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- (3) 3の(1)の施設に係る(2)に掲げる事業以外の事業については、国補助金交付要綱及び国災害復旧補助金交付要綱に定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6の(3)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額又は国災害復旧補助金交付要綱第2の6の(2)のアの(ウ)に規定する国庫補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。